

令和6年4月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

別添司法行政文書の開示に関する苦情の申出書写し記載のとおり

2 苦情の申出がされた日

3月27日受付

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

司法行政文書の開示に関する苦情の申出書

令和5年3月26日

最高裁判所事務総局秘書課文書開示第一係 御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話：06-6364-8525

FAX：06-6364-4816



裁判所における司法行政文書の開示について、下記のとおり苦情の申出をする。
記

1 開示を申し出た日

令和5年9月30日付け（同年10月5日受付、最高裁秘書第050216号）

2 開示を求めた裁判所

最高裁判所

3 開示を求めた司法行政文書の名称

令和5年8月の以下の文書

- ① 最高裁判所の既済事件一覧表（民事の上告事件に関するもの）
- ② 最高裁判所の既済事件一覧表（民事の上告受理申立事件に関するもの）

→ 以下「本件対象文書」という。

4 部分開示通知書の日付及び部分開示の理由

別紙のとおり。

5 苦情の申出の内容

1 令和5年6月分までの最高裁判所の既済事件一覧表の場合、既済事件の事件番号は全部開示されていたから、慣行として公にすることが予定されている情報であるといえる。

また、そのことによって個人の権利利益を害するおそれが発生していたわけでもない。

そのため、既済事件の事件番号は不開示情報に該当しないといえる。

2 最高裁判例として裁判所HPに掲載されている既済事件の事件番号、及び判決期日が裁判所HPの最高裁判所開廷期日情報に掲載されたことがある既済事件の事件番号については、慣行として公にされた情報であることは明らかである。

そのため、少なくともこれらの既済事件の事件番号は不開示情報に該当しないといえる。

6 添付書面

別紙 司法行政文書開示通知書の写し

以上

最高裁秘書第437号

令和6年3月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

司法行政文書開示通知書

令和5年9月30日付け（同年10月5日受付、第050216号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官会議（第28回）議事録（紙・2枚）
- (2) 裁判官会議（第29回）議事録（紙・4枚）
- (3) 事務総局会議（第24回）議事録（電磁的記録・1ファイル（用紙出力36枚、うちカラー5枚））
- (4) 事務総局会議（第25回）議事録（電磁的記録・1ファイル（用紙出力5枚））
- (5) 裁判所ウェブサイト運用支援 2023年8月度報告書（電磁的記録・1ファイル（用紙出力14枚、うちカラー6枚））
- (6) 既済事件一覧表（終局区分が「決定（棄却）」で始まるもの）（紙・4枚）
- (7) 既済事件一覧表（終局区分が「不受理」で始まるもの）（紙・6枚）
- (8) 最高裁判所事件月表（令和5年8月分）（紙・3枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（署名及び印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (2) 1の(2)の文書には、個人識別情報（署名、印影及び氏名）が記載されており、これらの情報は、法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (3) 1の(6)及び(7)の各文書には、個人識別情報（当事者の氏名等）、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人等の名称等）及び公にすることにより裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法、実施手数料及び郵送料

閲覧、写しの交付（紙又は光ディスク）を希望できます。

写しの交付を希望する場合は、実施手数料として、次の表に記載した収入印紙が必要です（開示する文書全てについて、写しの交付を希望する場合の金額です。）。郵便による交付を希望する場合は、郵便切手も必要です。

写しの交付の方法		収入印紙	郵便切手
紙	全て白黒コピーによる場合	740円	250円
	カラーページはカラーコピーによる場合	850円	
光ディスク	C D - R に複写する場合	920円	140円
	D V D - R に複写する場合	940円	140円

3 開示の日時及び場所

開示の実施方法のうち、閲覧を希望する場合は、次の日時及び場所において行います。

(1) 閲覧の実施期間

令和6年3月6日から同年4月4日まで（土、日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧の実施場所

最高裁判所事務総局秘書課

※一般来庁者用の駐車場がありませんので、お車での来庁はご遠慮ください。

(注1) 上記の場所で開示の実施を受ける際には、本通知書を持参してください。

(注2) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）